

承認第1号

専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月10日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

農業集落排水使用料滞納者への支払い督促に対して、分割納入を求める適法な督促異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行され、速やかに民事訴訟の手続きに入らなくてはならない為、訴えの提起と分納で和解する事に対して、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものである。



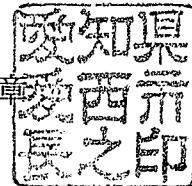
専決第1号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙3件の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な督促異議申し立てが出された為、訴えの提起をすることについて、専決処分する。

平成25年5月22日 専決

愛西市長 日 永 貴



専決第1号別紙

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H21年8月～ H25年1月	145,022円
2	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H16年4月～ H20年3月	205,010円
3	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H20年4月～ H25年1月	222,146円

専決第2号



専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙3件の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、分割払いの希望が出された為、和解をすることについて、専決処分する。

平成25年5月22日 専決

愛西市長 日 永 貴



専決第2号別紙

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H21年8月～ H25年1月	145,022円
2	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H16年4月～ H20年3月	205,010円
3	個人が特定される情報については 掲載しておりません。		H20年4月～ H25年1月	222,146円

訴訟遂行の方針

相手方から分割払いの申立があり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。